

年 月 日

文部科学大臣 殿

 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等修学支援事業費補助金の受給資格の認定を申請します。

 収入状況届出書（2回目以降）

高等学校等修学支援事業費補助金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□に印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□に印を付けてください。)

 この申請又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。 この申請又は届出書に虚偽の記載やその他不正の手段により、当該補助金の交付を受けた場合は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の 生年月日	昭和 平成	年	月	日	
生徒の本籍地	都道府県	※日本国籍を有していることの証明として、日本国旅券(ハスボート)又は戸籍謄本等の写しを提出してください。			
生徒の現住所	国名 イギリス	現住所	立教英國学院寄宿寮 サセックス州ラジウィック村 R H 1 2 3 B E		
※生 徒 が 在 学 す る 学 校 一	学校の名称	立教英國学院 公立・私立			
	学校の種類・課程・学科:				
	学校の所在地	国名 イギリス	住所	サセックス州ラジウィック村 R H 1 2 3 B E	
	学校設置者 の名称	立教英國学院			

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要。)

①現在通っている高等 学校等在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等 学校等 に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

保護者等の 月 1 日時点における状況は以下のとおりです。(欄は申請・届出を行う月を記入。)

(1) 当該補助金の支給時期の区分 (該当する□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	今年度の課税証明書等	<input type="checkbox"/>	今年度以外の課税証明書等(平成・令和 年度) ※就業先の着任日、直近の渡航日等を証明する書類を添付すること
--------------------------	------------	--------------------------	--

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。 (①から⑤までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 <input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていない場合 <input type="checkbox"/> ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみ行使すべきこととされている者)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割額又は市町村民税所得割額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】

確認事項 (次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。) <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 当該補助金を授業料に充てるとともに、文部科学省からの補助金の受領及び当該補助金の支給に必要な事務手續を、学校設置者に委任することを了承します。 文部科学省への申請に必要な経費については、私、申請者本人（ただし、あらかじめ取り決めがある場合は、私の在学する学校設置者）が負担することを了承します。
---	--

※学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等修学支援事業費補助金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等修学支援事業費補助金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金が停止された期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は直近のものを提出してください。2年以上前の課税証明書になる場合は、日本国外の勤務地に赴任した日、直近の渡航日などが分かる資料を添付してください。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行ふべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2) ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④又は⑤に該当するものを選択してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、当該補助金の受給資格はありません。
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 偽りその他不正の手段により当該補助金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、文部科学省が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割額又は市町村民税所得割額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。
- ヘ 正当な理由がなく文部科学省が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、当該補助金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。